

第8回会合に際しての意見

2020年5月22日

日本大学危機管理学部 高宅 茂

1 「報告書（案）」全体について、

配付された「報告書（案）」の内容は、専門部会の今までの議論を踏まえたものであり、専門部会全体の意見として、妥当なものと考えます。ただし、以下の点については、修正をご検討いただきたいと考えます。

2 「報告書（案）」の2(3)ア①について

仮放免に関して、「その要件・基準を現在よりも明確なものにすること」とされていますが、要件・基準を明確にするに際しては、それを法令の形式で規定すべきであるとともに、それに適合しない場合には許可をしないことも明確にすべきであると考えます。

仮放免に関して問題が生じている最大の原因は、仮放免を許可するか否かが入国者収容所長又は主任審査官の裁量に委ねられていて、どのような場合に許可されるのか、どのような場合は許可されないのかが明確でないことから、「とにかく申請し要求してみよう。そうすれば何とかなるかもしれない」というような心理が生じていることにあると思われま

す。それ故、許可をする場合を明確にしても、それ以外の場合には、個々の事案に応じて裁量により適切に対応するなどのことがないようにならないと、何ら問題の解決に資さないこととなってしまふと考えます。可能であれば、この点も提言に加えていただければ幸いです。

2 「報告書（案）」の2(3)ア②についての意見

①「全件収容主義」について

「全件収容主義」は、入国警備官がある外国人が退去強制事由に該当すると思料して違反調査を行った結果、当該外国人が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合には、原則として、当該外国人を収容してその後の退去強制手続を進めるというものです。ただ、これは、退去強制事由に該当するか否かが確定していない外国人について、一定の段階以降は、その身柄を拘束して退去強制手続を進めることを原則とすることを意味するものであり、従って、退去強制令書発付までの退去強制手続についてのことと思われま

す。退去強制令書発付後は、運送業者が送還する場合を除き、入国警備官が、速やかに退去強制令書の発付を受けた外国人を送還しなければならないのであり（入管法52条3項）、当該外国人を収容するのは「直ちに本邦外に送還することができないとき」に限られています

(入管法 52 条 4 項) ので、「全件収容主義」とは言えないもの（しいて言えば、「全件即時送還主義」）と考えます。

それ故、まず、「報告書（案）」の 2 (3) ア②における「収容代替措置」は退去強制令書の発付を受けた外国人の収容についてのことと考えますので、「いわゆる「全件収容主義」にとらわれることなく」は、適当ではないと考えます。

②収容代替措置について

退去強制令書の発付を受けた者についての仮放免は、あくまで、退去強制手続の結果として、在留が認められないことが確定した外国人について、直ちに送還ができない場合に行うものです。従って、当該外国人の在留が認められないことは、仮放免の前提であり、在留を認めることの可否は仮放免の問題ではありません。もし、当該外国人が在留を認められなかったことに問題があるとすれば、それは退去強制令書の発付までの手続に問題があるのであり、最終的には、一般の行政処分と同様、行政訴訟によって解決されるべき事柄であって、仮放免制度によって解決すべき事柄ではありません。仮放免制度の運用によって、事実上、在留を認めるということは、制度本来の趣旨に反するものと考えます。

それ故、当該外国人の送還の実施が妨げられないこと、また、特に不法就労活動を行っていた外国人の場合は、その不法就労活動が継続されないことが仮放免の要件として必要であり、収容代替措置も、その前提で行われることが必要と考えます。

「報告書（案）」の 2 (3) ア②においては、収容代替措置の例として「現実の身柄拘束をしない代わりに、収容施設外で起居させても確実に逃亡防止や出頭確保等を図ることができる措置」があげられていますが、この内容は、退去強制令書発付前の収容についてであれば、適切ですが、すでに退去強制手続において在留又はその継続を否定された外国人については、送還の実施が妨げられないこと及び特に不法就労活動を行っていた外国人の場合には、退去強制令書発付前に行っていた不法就労活動が継続されないことが必要であると考えます。

従って、「収容施設外で起居させても確実に逃亡防止や出頭確保等を図ることができる措置」は、「収容施設外で起居させても確実に逃亡防止や出頭確保等を図ることができ、かつ、違法に就労することを防止し、送還の実施が妨げられないことを確保することができる措置」と修正すべきと考えます